(五)　説明の求めがない場合における周知等 　送出事業主は、送出労働者の自らの待遇に関する納得性の向上が当該待遇に関する紛争の防止に資することを踏まえ、送出労働者から説明の求めがない場合であっても、労働契約の更新の際等に、当該送出労働者に対し、送出労働者が待遇の相違の内容及び理由等について容易に理解できる内容の資料を交付することや、待遇の相違の内容及び理由等について説明を求めることができることを周知することなどが望ましいこと。	（新設）
十～十二　（略）	十～十二　（略）
十三　送出労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等	十三　送出労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等
(一)・(二)　（略）	(一)・(二)　（略）
(三)　送出事業主は、受入事業主との間で建設業務労働者就業機会確保契約を締結するに当たっては、送出事業主が当該受入事業主の指揮命令の下に就業させようとする労働者について、障害者であることを理由として、障害者を排除し、又はその条件を障害者に対してのみ不利なものとしてはならず、かつ、これに基づき障害者でない送出労働者を当該受入事業主に送り出してはならないこと。	（新設）
十四・十五　（略）	十四・十五　（略）

○厚生労働省告示第三百四十三号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の十二の規定に基づき、送出労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（令和元年厚生労働省告示第二百三号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　送出労働者	第３　送出労働者
１・２　（略）	１・２　（略）
３　退職手当	（新設）
４　各種手当（退職手当を除く。）	３　手当
５・６　（略）	４・５　（略）
第４　（略）	第４　（略）
第１　目的	第１　目的
この指針は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第30条の３及び第30条の４に定める事項に関し、雇用形態又は就業形態にかかわらない公正な待遇を確保し、我が国が目指す同一労働同一賃金の実現に向けて定めるものである。	この指針は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第30条の３及び第30条の４に定める事項に関し、雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇を確保し、我が国が目指す同一労働同一賃金の実現に向けて定めるものである。
我が国が目指す同一労働同一賃金は、建設業務労働者就業機会確保事業においては、受入事業主に雇用される通常の労働者と送出労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消（協定対象送出労働者にあっては、当該協定対象送出労働者の待遇が読替え後の労働者派遣法第30条の４第１項の協定により決定された事項に沿った運用がなされていること）を目指すものである。	我が国が目指す同一労働同一賃金は、建設業務労働者就業機会確保事業においては、受入事業主に雇用される通常の労働者と送出労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消（協定対象送出労働者にあっては、当該協定対象送出労働者の待遇が読替え後の労働者派遣法第30条の４第１項の協定により決定された事項に沿った運用がなされていること）を目指すものである。